

伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自伐林家を中心とした林業従事者の森林施業の機械化促進及び安全性向上を図り、持続的な林業経営を確立するため、林業機械の導入、林業機械のレンタル、労働安全及び作業効率の向上、林業研修の受講並びに資格取得に対して支援するために交付する伊賀市自伐林家等支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐林家等 山林所有の有無、所有規模等にかかわらず、森林の経営又は管理若しくは施業を自ら行う自立・自営的な林業に従事する者をいう。
- (2) 中古機械 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物であって、同法第3条の許可を受けた者が販売する林業機械をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自伐林家等であって、伊賀市内にある地域森林計画の対象となっている民有林（以下「対象森林」という。）を所有する者（対象森林における森林施業又は木材の集材・搬出の委任を受ける者を含む。）であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関係がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

2 別表事業の欄に掲げる林業機械導入支援事業におけるチェーンソーの導入に係る補助対象者は、チェーンソーによる伐木等の業務に関わる特別教育（チェーンソー講習）の修了者とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるところとする。

ただし、国、県その他地方公共団体等の補助制度の対象となっているもの（市長が特に認めるものを除く。）については、補助金の交付の対象としない。

- 2 林業機械導入事業における林業機械の購入は、新品機械及び中古機械に係る購入経費（林業機械の運搬に係る経費を除く。）を、林業機械レンタル支援事業における林業機械の借用は、当該機械の借用期間のうち補助金の交付の申請年度に属する期間に係る経費を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表補助率の欄に掲げる割合を乗じて得た額と別表補助限度額の欄に掲げる額を比較していずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（実績）書兼収支予算（決算）書（様式第2号）
- (2) 仕様等が確認できるカタログ等の写し
- (3) 補助対象経費の額を確認できる見積書等又は講習会等の参加費を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、補助対象事業につき1年度1回限りとする。

（実績報告書の様式）

第7条 補助対象事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自伐林家等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 事業計画書（実績）書兼収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 林業機械の導入及びレンタル、装備及び新技術の導入、資格の取得等を確認できる写真（林業機械については製造番号が確認できる写真）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（取得財産の管理及び処分の制限）

第8条 補助金に係る規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる林業機械導入支援事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図り、その管理状況を明らかにしておかなければならない。ただし、当該取得財産が補助事業完了の日の属する年度の末日から5年を経過したときは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に定める期間内において、伊賀市自伐林家等支援事業取得財産管理状況報告書兼実績報告書（様式第4号）を事業年度の翌年度5月31日まで、市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定に違反したときは、補助金の全部を返還しなければならない。

4 規則第22条に規定する取得財産に係る処分の承認の申請は、伊賀市自伐林家等支援事業取得財産処分等承認申請書（様式第5号）を提出して行わなければならない。この場合において、補助事業者は、特別な事情がない限り、5年から取得財産の使用年数を差し引いた年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を5年で除して得た数に補助金交付額を乗じて得た額を返還しなければならない。

（補助金の終期）

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第8条関係）

補助の対象			補助率	補助 限度額
事業	経費	種目		
林業機械 導入支援 事業	種目の欄 に掲げる 機械の導 入に要す る経費	(1) チェーンソー	1 / 2	50,000 円
		(2) 手動ウインチ		50,000 円
		(3) バックホウ	1 / 3	1 人につき、 (3)～(6)に係る 補助金の合計 額で、年間 500,000 円を 上限とする。
		(4) ウインチ		
		(5) 林内作業車		
		(6) アタッチメント（グラスパー、グラップル）		
林業機械 レンタル 支援事業	種目の欄 に掲げる 機械のレ ンタルに 要する経 費	(1) バックホウ	1 / 2	1 人につき、 (1)～(6)に係る 補助金の合計 額で、年額 200,000 円を 上限とする。
		(2) トラック		
		(3) 林内作業車		
		(4) クローラダンプ		
		(5) フォワーダー		
		(6) その他市長が認めるもの		
労 働 安 全・作業 効率化支 援事業	種目の欄 に掲げる 装備の導 入に要す る経費	(1) チェーンソー防護ズボン	1 / 2	1 人につき、 (1)～(8)に係る 補助金の合計 額 で 年 額 50,000 円 を 上限とする。
		(2) チェーンソー防護チャップス		
		(3) 防刃脚絆		
		(4) チェーンソー防護ブーツ		
		(5) 林業用安全靴		
		(6) 林業用ヘルメット		
		(7) 空調服		
		(8) その他市長が認めるもの		

	種目の欄 に掲げる 新技術の 導入に要 する経費	(9) 先端技術等を用いて生産性、 労働安全衛生の向上に資する 林業に使用される器具、アプリ ケーションソフトウェア等の うち市長が認めるもの		30,000 円
林業研修 及び資格 取得支援 事業	種目の欄 に掲げる	(1) チェーンソーによる伐木等 の業務に係る特別教育	10/10	30,000 円
	講習等を 通じて専	(2) みえ森林・林業アカデミーの 各講座		無し
	門的かつ 高度な技 術の取得、 資格の取 得、安全意 識の向上 等に要す る経費（受 講料及び テキスト 代に限 る。）	(3) 前2号に掲げるもののほか、 市長が認めるもの	1 / 2	10,000 円